七の二　第二十四条第七号の二の火薬庫の床面

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備

十五　第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　削除

七の二　火薬庫の床面の材料を、目視又は図面により検査する。

八　火薬庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

九　火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視又は図面により検査する。

十　火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十一　火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視又は図面により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

十六　［略］

一　前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　削除

［新設］

八　第二十四条第八号の火薬庫の換気孔

九　第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置

十　第二十四条第十号の火薬庫の照明設備

十一　第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根

十二・十三　［略］

十四　第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備

十五　第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置

十六　［略］

3　地上覆土式一級火薬庫の基準

一　第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目

二・三　［略］

四　第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔

［新設］

八　火薬庫の換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

九　暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。

十　照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。

十一　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。

十二・十三　［略］

十四　防火設備及び警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

十五　火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。

十六　［略］

一　前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二・三　［略］

四　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。